

医療法人ひかり会 介護老人保健施設 ソワルミエ槻の森

入所サービス 利用料金表

○利用料金は介護保険法の改正等により
変更される場合がございます。

(1) 基本料金 ※1割負担分です。(青字は2割負担分)

※以下の基本料金(①施設サービス費及び②各種加算)については介護報酬項目毎に、地域加算(3級地10.68円)を乗じた額を計算しています。

実際の月単位の計算とは誤差が生じますので予めご了承下さい。

① [施設サービス費] (1日あたり) 食費・居住費・日用品・教養娯楽費含み

介護度	iii <4床室>	一カ月当たり(30日)の合計金額	※外泊した場合は外泊初日と最終日以外は左記料金に代えて387円となります。 (介護度・療養室には関係ありません。)
要介護1	828円 1,656円	103,881円 128,712円	
要介護2	879円 1,758円	105,419円 131,788円	
要介護3	945円 1,889円	107,374円 135,697円	
要介護4	999円 1,997円	109,008円 138,965円	
要介護5	1,057円 2,113円	110,738円 142,425円	

② [加算項目] 介護度には関係ありません。(原則すべての方に該当)

加算項目	1日あたり	詳細
初期加算	32円 64円	入所後30日間に限り。
夜勤職員配置加算	26円 51円	定数80名に対し5名配置。
栄養マネジメント加算	15円 30円	管理栄養士が継続的に栄養管理し、他職種共同で栄養ケア計画を策定している場合
サービス提供体制加算(II)	7円 13円	看護・介護職員総数のうち常勤職員75%以上配置。
介護職員処遇改善加算(I)	基本料金(①施設サービス費及び②加算項目)の合計に対し3.9%を乗じた金額が加算されます。	

(該当される場合に加算)

加算項目	1日あたり	詳細
短期集中リハビリ実施加算	257円 513円	入所日より3ヵ月間集中的なリハビリを実施した場合
療養食加算(1食当たり)	7円 14円	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合
所定疾患施設療養費	513円 1,026円	肺炎・尿路感染・带状疱疹の診断をされ施設内で投薬・検査・処置・注射・点滴等を行った場合(月1回・連続する7日間)
緊急時治療管理	554円 1,107円	病状が重篤となり救命救急医療が必要となった際に救急的な投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(月1回・連続する3日間)
経口維持加算(I)	428円(月額) 855円(月額)	摂食機能障害や誤嚥がある方に対し、医師または歯科医師の指示に基づき多職種による食事の観察及び会議等を行いそれぞれに経口維持計画を作成している場合に医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合。
経口維持加算(II)	107円(月額) 214円(月額)	前項(I)の多職種による観察・会議に医師・歯科医師・言語聴覚士が加わった場合
排泄支援加算	107円(月額) 214円(月額)	身体機能の向上や環境等によって排泄に係る要介護状態を軽減し、排泄に過誤を要する原因等に分析等を行った場合。6ヶ月に限る。
褥瘡マネジメント加算	11円(月額) 22円(月額)	入所毎の褥瘡の発生に係るリスクについて「介護保険制度におけるサービスの室の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標に用いて施設入所時に評価するとともに少なくとも3月に一度氷塊を行いその評価結果を出す事。
低栄養リスク改善加算	321円(月額) 641円(月額)	経口維持加算を算定していない入所者。新規入所時・再入所時のみ算定。家族の同意を得た日から6ヶ月以内に限り。
再入所時栄養連携加算	428円(月額) 855円(月額)	介護保険施設の入所者が病院に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席する事。再入所した場合1回のみ算定。
外泊時在宅サービスを利用した時の費用	855円 1,709円	入所者に対し居宅における外泊を認め入所者が施設における在宅サービスを利用した場合。
入所前後訪問指導加算	513円 1,026円	入所が1ヶ月を超えると見込まれる場合、入所前又は入所後7日以内に入所者の自宅に訪問し、退所を目的とした施設サービスの診療方針の決定を他職種が行った場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算	134円 267円	退所時又は退所後一ヶ月以内に入所者の主治医に報告しその内容を診療録に記載した場合。
試行的退所時指導加算	428円 855円	退所が見込まれる入所期間が1ヶ月を超える入所者様を居宅において試行的な退所時(外泊)に入所者・家族に対し退所後の療養を指導した場合、入所最初に試行的な退所(外泊)を行った月から3ヵ月の間に限り。1ヶ月に1度を限度として加算。
在宅復帰在宅療養支援加算(I)	37円 73円	厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合。
退所前連携加算	527円 1,054円	退所後の居宅サービス計画サービス計画作成者又は地域密着型サービスに対し診療状況を示す文書を添えて調整を行った場合。
退所時情報提供加算	527円 1,054円	退所後の主治医又は他の社会福祉施設に対し診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合。

(2) その他の料金

※自己負担分です。

③ [居住費]

負担区分	1日当たり
第4段階	611円
第3段階	370円
第2段階	370円
第1段階	0円

③と④の「負担区分」については「限度負担額認定証」をお持ちの方で第1段階～第3段階に区分されます。お持ちでない方は第4段階となります。

④ [食費] 療養室には関係ありません。

負担区分	1日当たり
第4段階	1,669円
第3段階	650円
第2段階	390円
第1段階	300円

⑤ [その他の費用] ※印は利用された場合のみ請求

項目	1日当たり	詳細
日用品	203円	ティッシュ・おしぼり・バスタオル・タオル等
教養娯楽費	152円	倶楽部やレクリエーション等で使用する材料費等
室料（個室）	3,300円	個室を使用される方（税込）
※電気代	55円	居室にてテレビを見る方（税込）
※文書料	実費	各種診断書（税込）
※インフルエンザワクチン	実費	
※肺炎球菌ワクチン	実費	
※電話代	実費	施設の電話を使用した時

⑥ [外部サービス] 利用された場合のみ請求

項目		詳細
理髪料	1,700円/1回	毎月第一水曜日に行います。別領収となります。
歯科	実費（医療保険適用）	隔週木曜日に往診にきます。別領収となります。
洗濯便	1,980円/1袋	毎週火・木曜日に回収・納品します。（税込） 【洗濯便についてはご家族様に請求書が発送され振込となります。】

※基本料金については、介護度の変更に伴い金額も変わります。

※ご利用代金につきましては、毎月月末締め・会計日は翌月15・16日となります。

窓口でのお支払いとなります。基本銀行振り込み等はありません。予めご了承ください。

※保険証各種が変更となりましたら、速やかに事務所スタッフにお声がけ下さい。

◎その他ご不明な点等ございましたら、事務所スタッフにお尋ねください。

令和1年10月1日改定